富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

厚生労働省が省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。

国における省令基準改正の趣旨は、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」 (平成 29 年 12 月 26 日閣議決定)を踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を緩和するもの。

2 改正内容

- (1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和
 - 改正条文

第6条第2項及び第3項の追加

• 概要

現行条例における連携施設は、保育所、幼稚園又は認定こども園であるが、 今回の条例改正により、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難 であると認める場合であって、下記①及び②の要件を満たすと認める場合に は、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者等を確保することをもっ て代えることができるようにするもの。

- ① 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割分 担及び責任の所在が明確化されていること。
- ② 代替保育を提供する者の本来業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

《参考》連携施設の役割

- ・保育内容の支援
- ・<u>代替保育の提供</u>(職員の病気、休暇等により保育を提供すること ができない場合に当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供)
- ・卒園後の受け皿

- (2)家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大
 - 改正条文

第16条第2項第3号の追加

• 概要

現行条例では、食事の外部搬入施設として、連携施設のほか、同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所等としているが、今回の条例改正により、すでに保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者からの搬入を認めるもの。

- (3)家庭的保育者の居宅で行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する 規定の適用猶予期間の延長
 - ・改正条文

附則第3項の追加

• 概要

現行条例では、附則第 2 項において、食事の提供に関する経過措置期間を 5 年としているが、今回の条例改正により、附則第 2 項が適用されている事業者のうち、家庭的保育事業の認可を得た施設等については、努力義務を課した上で、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を 10 年とするもの。

- (4) その他文言・項ずれ・号ずれの整理
 - 改正条文

第5条第5項、第6条第1項、第10条、第16条第1項、第24条第2・ 3項、第29条、第36条、第37条、第44条、附則第2項及び第4~6項

2 施行日

公布の日から施行する。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)新旧対照表

新

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3 第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。) を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項 及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同 じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するため に必要な設備を設けなければならない。

6 (略)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項 まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対す (家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3 第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)を行う場所を除く。次項、次条第2号 、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 (略)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この 条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項 まで において同じ。)は、利用乳幼児に対す

る保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等に よる保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な 教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項 に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支 援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育 所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園を言う。 以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園 をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確 保しなければならない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員 の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下 この条において同じ。)を提供すること。

(3)(略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次

る保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等に よる保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な 教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項 に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次│3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次 に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所 、幼稚園 又は認定こども園 (以下「連携施設」という。)を適切に確 保しなければならない。

(1)(略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員 の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、 当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう 。)を提供すること。

(3)(略) <u>に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規</u> 定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う 者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ れていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行 に支障が生じないようにするための措置が講じられているこ と。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号 に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しな ければならない。
- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事

業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の 能力を有すると市が認める者

(他の社会福祉施設等を<u>併せて</u>設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて で 設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の 設備及び職員の一部を、併せて 設置する他の社会福祉施設等 の設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、保育 室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接 従事する職員については、この限りでない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有

(他の社会福祉施設等を<u>あわせて</u>設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を<u>あわせて</u>設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、<u>あわせて</u>設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有

する設備を備えなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による 給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適 切に遂行することができる能力を有する者とすること。
- (4)・(5) (略)
- 2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) (2) (略)
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

する設備を備えなければならない。

- (1) (2) (略)
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による 給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適 切に遂行できる 能力を有する者とすること。
- $(4) \cdot (5)$ (略)
- 2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) (2) (略)

(職員)

第24条 (略)

- 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に<u>専念することができ</u> る者
- (2) (略)
- 3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項及び附則第5項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模」

(職員)

第24条 (略)

- 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に<u>専念できる</u>者

(2) (略)

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項及び<u>附則第4項</u>において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(設備の基準)

第29条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模

保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとす る。

$(1) \sim (6)$

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室 等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件 に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当 するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は 同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が1以上設けられていること。

【別記1 参照】

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、 かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メー トル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備(次に掲げる要件のい | エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備(次に掲げる要件のい

保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとす

$(1) \sim (6)$ (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室 等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件 に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当 するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は 同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応 じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が1以上設けられていること。

【別記1 参照】

ウーイに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、 かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メー トル以下となるように設けられていること。

ずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式 のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分 の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃

ずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)以 外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基 準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建 築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で 区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房 の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに 近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式 のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分 の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃

性のものについて防炎処理が施されていること。

(準用)

第36条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業 C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 C型を行う者(第36条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と、第29条中「小規模保育事業 A型」とあるのは「小規模保育事業 C型」と、「小規模保育事業所 A型」とあるのは「小規模保育事業所 C型」と、同条第5号中「1.98平方メートル以上」とあるのは「3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) <u>子ども</u>・子育て支援法

性のものについて防炎処理が施されていること。

(準用)

第36条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業 C 型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(以下「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 C 型を行う者(第36条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と、第29条中「小規模保育事業 A 型」とあるのは「小規模保育事業 C型」と、「小規模保育事業所 A型」とあるのは「小規模保育事業所 C型」と、同条5号 中「1.98平方メートル以上」とあるのは「3.3平方メートル以上」と読み替えるものとする。

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) (略)
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第

34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) • (4) (略)

(連携施設に関する特例)

第44条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連 携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号</u>及び第2号に係 る連携協力を求めることを要しない。

附則

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第23条第5号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条、第36条、第45条及び第47条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条、第36条、第45条及び

34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に 対応するために行う保育

(3) • (4) (略)

(連携施設に関する特例)

第44条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連 携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号</u> 及び第2号に係 る連携協力を求めることを要しない。

附則

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に おいて現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的と する施設又は事業を行う者が施行日後

上で家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第23条第5号(調理設備に係る部分に限る。)、第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条、第36条、第45条及び第47条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第33条、第36条、第45条及び

第47条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に 係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に 限る。)、第43条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並 びに第46条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定 は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業 (第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第23条第5号(調理設備に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)及び第24条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第47条において準用する場合を含む。)、第30条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第32条第1項本文(調理員に 係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に 限る。)、第43条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並 びに第46条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定 は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業 B 型等に関する経過措置)

5 (略)

(利用定員に関する経過措置)

6 (略)

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条 の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業 B 型等に関する経過措置)

4 (略)

(利用定員に関する経過措置)

5 (略)

【別記1】

新

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号
		に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設け
られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項
第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じ
て連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)
2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

旧

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号
		に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け
		られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気に向かって開くこと</u>
		のできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を
		用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じ
		て連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段